

予防接種事務における特定個人情報保護評価の再実施について

予防接種法に基づき実施する予防接種の事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき特定個人情報(個人番号を含む個人情報ファイル)を保有している。

この度、新型コロナウイルスワクチンの接種における特定個人情報の保有対象者の増加や、接種記録の管理等を行うワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴い、特定個人情報保護評価の見直しが必要となった。

については、特定個人情報保護評価の再実施を下記のとおり行う。

1 特定個人情報保護評価

(1) 概要

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることを宣言するもの。

(2) 評価の種別

基礎項目評価及び全項目評価(特定個人情報の保有対象人数が30万人以上)

(3) 手続き(全項目評価)

- ア 区民への意見聴取(パブリック・コメント)
- イ 第三者点検(個人情報保護審議会)
- ウ 特定個人情報保護委員会(国)へ提出
- エ 区ホームページで評価書を公表

2 特定個人情報保護評価の再実施が必要となった主な理由

- (1) 予防接種台帳における特定個人情報の一部をワクチン接種記録システム(VRS)へ登録を行うことにより、当該システムを利用した新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理及び他市区町村との接種記録の照会・提供並びに接種証明書の電子交付を行うため。
- (2) 予防接種台帳において、新型コロナウイルスワクチン接種対象者が増えたことにより、特定個人情報ファイルの取り扱い数が増加したため。

3 特定個人情報保護評価の実施手順

(1) パブリック・コメントの実施

評価書（案）について、広く区民等の意見を求める。

- ・実施時期 令和4年1月19日（水）から2月17日（木）
- ・公表 中野区ホームページ、閲覧（区民活動センター、区政資料センター、保健予防課）
区報（1月11日号）により周知

(2) 第三者点検の実施

区民等の意見を反映した案について、個人情報保護審議会の点検を受ける。

- ・実施時期 令和4年2月下旬
- ・実施方法 個人情報保護審議会の部会において、第三者点検を実施

(3) 国（特定個人情報保護委員会）への提出

第三者点検が終了した評価書を国（特定個人情報保護委員会）へ提出する。

(4) 公表

確定した評価書を中野区ホームページで公表する。